

## 「フラワーロールちゃん」のキャラクター画像使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この規定は花巻市のイメージキャラクター「フラワーロールちゃん」のキャラクター画像を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「キャラクター画像」とは、別図に示すフラワーロールちゃんの基本ポーズ及び別ポーズをいう。

(使用の申請)

第3条 フラワーロールちゃんのキャラクター画像を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、花巻市長(以下「市長」という。)に「「フラワーロールちゃん」キャラクター画像使用申請書」(以下「申請書」という。)に次の書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 企画書(使用するキャラクター画像、事業の内容や具体的な使用方法が分かるもの)
- (2) その他、市長が必要と認めるもの

(使用の承認)

第4条 市長は、申請書の申請内容を速やかに審査し、使用を認めるときは、申請書の受理をもって承認することとする。なお、次に掲げる各号いずれかに該当する場合は、承認しない。

- (1) 花巻市の信用又は品位を害すると認められるもの
- (2) 法令及び公序良俗に反する、またはそのおそれがあるもの
- (3) 政治、宗教、思想等のための活動であるもの
- (4) 自己のシンボルマークおよび商標または意匠とするなど、独占的に使用し、または使用のおそれがあると認められるもの
- (5) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていないもの
- (6) その他、承認することが不適切と認められるもの

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容にのみ使用し、市長の指示する条件に従うこと
- (2) 第三者に使用する権利を譲渡し、または転貸しないこと
- (3) 市が定めたキャラクター画像の色、縦横比、形等を正しく使用すること
- (4) 市が定めたキャラクター画像の向きを上下、左右、反転して使用しないこと
- (5) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと

(使用料)

第6条 使用料は、無料とする。

(承認の取消等)

第7条 市長は申請書の内容に虚偽があると認めるとき、または第5条の規定に該当すると認めたときは、その承認を取り消すことができる。

(損失補償等の責任)

第8条 花巻市は、フラワーロールちゃんのキャラクター画像の使用に係る使用者の損失について、一切の責任を負わない。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。










別図

【基本ポーズ】

フラワーロールちゃんを使用するときには以下のカラーに従って下さい。





●カラー表現



 DIC = 85	 DIC = 2139
 DIC = 2484	 DIC = 67
 DIC = 104	 DIC = 87
 DIC = 2010	 K100%
 DIC = 572	

●モノクロ表現



 K = 20%
 K = 50%
 K = 80%
 K = 100%

